

最低制限価格等算定における法定福利費の計上費目の変更について

札幌市交通局の発注する清掃等の委託契約に関し、準拠する国土交通省の建築保全業務共通仕様書、積算基準及び積算要領が改定されたことに伴い、受託事業者の皆さまが負担する**社会保険料等の経費（法定福利費）**について、**最低制限価格等の算定方法を下記のとおり改めます。**

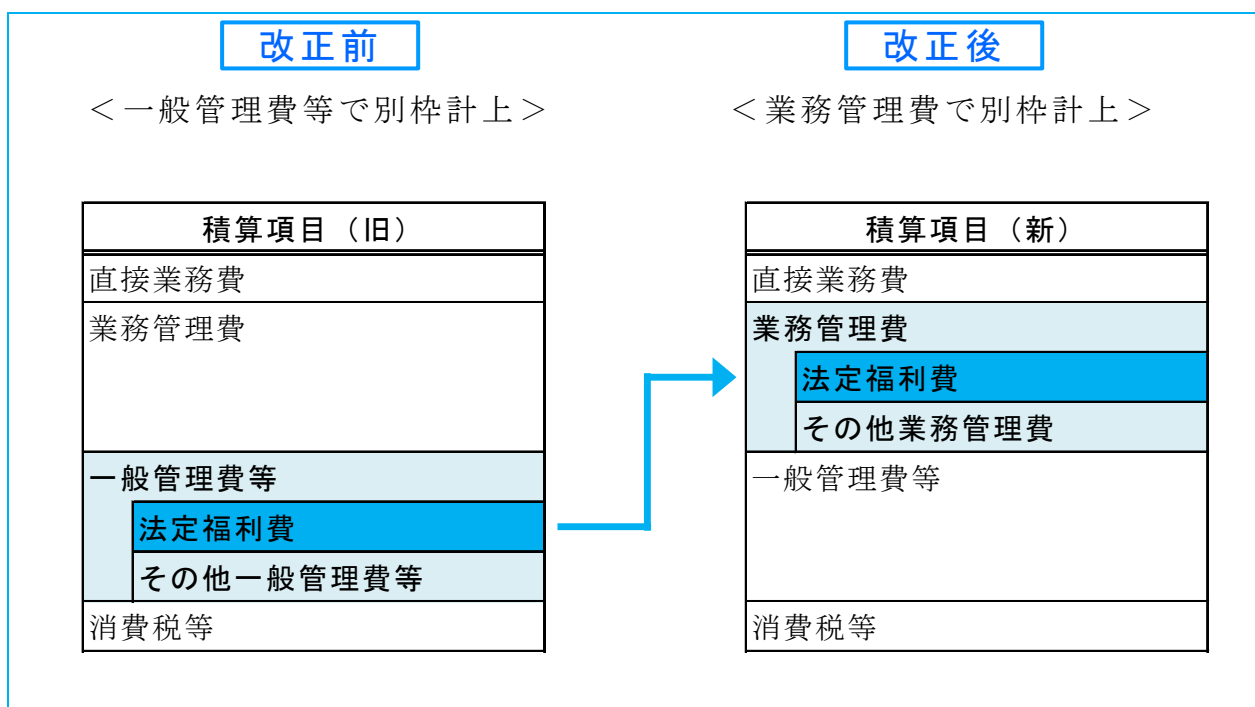
1 対象となる業務と適用制度

法定福利費の計上を行う業務及び適用制度は以下のとおりです。

最低制限 価格制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃業務（政府調達協定の適用案件を除く。） ・ 警備業務（機械警備については、法定福利費の計上は行いません。） ・ 建物のボイラー等設備運転・監視等業務
低入札価格 調査制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定の適用となる建物の清掃業務

2 積算方法の見直し（法定福利費の計上費目の変更）について

委託契約の積算に際し、**法定福利費を計上する費目を「一般管理費等」から「業務管理費」に変更**します。



3 最低制限価格等の算定例

最低制限価格等の算定にあたっては、法定福利費を業務管理費の内数として別途計上し、最低制限価格等の算定率を直接業務費と同様の90%として算定します。

積算項目	金額(千円) A	最低制限等 算定率 B	C = A × B
直接業務費	5,000	90%	4,500
業務管理費			
法定福利費	200	90%	180
その他業務管理費	550	70%	385
一般管理費等	950	70%	665
業務価格(税抜積算価格)	6,700		5,730

<算定例>
最低制限価格等の算定率 = (Cの合計 ÷ Aの合計 × 100)
⇒ 5,730 ÷ 6,700 × 100 = 85%
(※小数点以下切捨て)

4 適用年月日

委託業務の提供を受ける日が、平成31年4月1日以後の契約から適用します。

5 参照

今回の見直しについて、詳しくは「札幌市交通局委託業務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領」をご参照ください。